

「定常型社会＝持続可能な福祉社会」の構想

広井 良典

千葉大学法経学部教授

はじめに

「成長がすべての問題を解決してくれる」と考えられ、かつ実際にそうだったのが戦後の日本社会だったといえる。

この「すべての問題」の中には、第一に社会保障など富の分配をめぐる様々な問題が含まれ、第二に、人と人の「関係性」のあり方、あるいは「共同体（コミュニティ）」のあり方をめぐる問題も含まれていたと考えるべきだろう。後者に関しては、戦後の日本社会とはすなわち農村から都市への人口大移動の時代だったわけだが、都市に移った日本人は、独立した個人と個人がつながりを作っていくという都市的な関係性を築くよりも、むしろ「カイシャ」「核家族」という“都市の中のムラ社会”を作り上げていった。そして、自分や家族の利益を追求することが、イコール会社の利

益、そして日本社会全体の豊かさにつながる、という予定調和的な状況が数十年にわたって続いたのである。

ここ10年、構造的な経済の低成長に直面する中で、上記のような状況はすべて一変し、私たちは一気に2つの根本的な問題に向き合わねばならないことになった。1つは「経済が拡大・成長を続ける」という前提が維持できない社会への、基本的な発想（及び社会システム）の転換であり、この中には年金問題など「富の分配」をめぐる諸課題が含まれる。もう1つは、「新しいコミュニティ」というもの、つまり「自立した個人が互いにつながる」というような、従来のムラ社会的な共同体とは異なる関係性を、私たちはどうやってつくらしていくのか、という課題である。

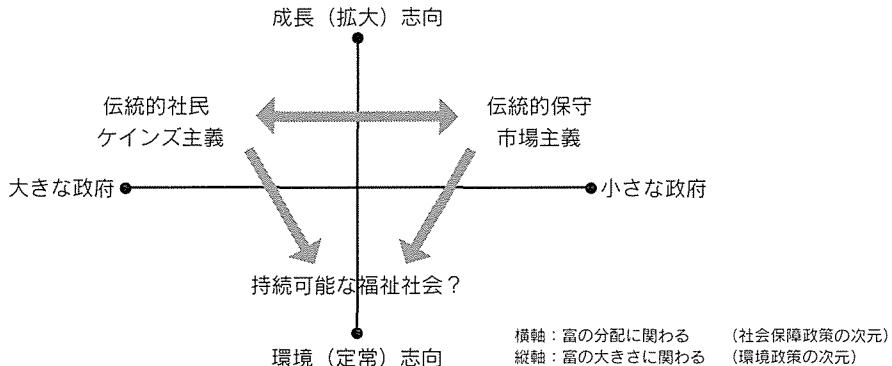
定常型社会の可能性

より政策的な状況を見てみよう。これまでの社会保障は、限りない経済成長ということを前提にしてきた。社会保障をめぐっては、図1の横軸に示すように、基本的に「大きな政府（高福祉・高負担）」と「小さな政府（低福祉・低負担）」という対立があり、戦後の欧米諸国では、これが政治あるいは政権交代の基本的な対立軸をなしてきたわけである。けれどもここで重要な点は、“左”“右”いずれの側も、持続的な「経済成長」を目指ない

ひろい よしのり

1961年生。東京大学大学院総合文化研究科修士課程修了。旧厚生省入省、同省社会・援護局課長輔佐を経て、94年千葉大学法経学部助教授。2003年より現職。著書に『脱「ア」入欧』、『定常型社会』、『アジアの社会保障』（共著）などがある。

図1 二つの対立軸—富の成長と分配



し前提とするという点では共通していたという点である。

ところが1970～80年代前後から、物質的な需要の飽和や環境問題への関心の高まりから、むしろ図の「縦」の対立軸が顕在化するようになった。「成長志向か、環境（定常）志向か」という対立軸がそれであり、その結果、大きな政府か小さな政府かという「左右」の対立軸は相対的に接近し、「個人の生活保障や平等が実現されつつ、それが環境制約とも調和しながら長期にわたって存続できるような社会」の構想が求められるようになった。それがここで提案したい「定常型社会＝持続可能な福祉社会」というコンセプトである。

大きな歴史をとらえ返すと、18世紀前後以降から現在まで、市場経済の領域は飛躍的な拡大を続けてきたが、それが最近ある種の成熟ないし飽和ともいべき状況を見せ始めている。背景としては、日本に見られるような人口減少という事態や、資源・環境制約の顕在化という要因があるが、根本的には、“貨幣で計測できるような人間の需要あるいは欲求”が、ほとんど飽和しつつあるという状況に目を向けるべきだろう。こうした事態を無視して従来型の「景気刺激」策を続けていれば、赤字を拡大させ将来世代にツケを回すのみである。

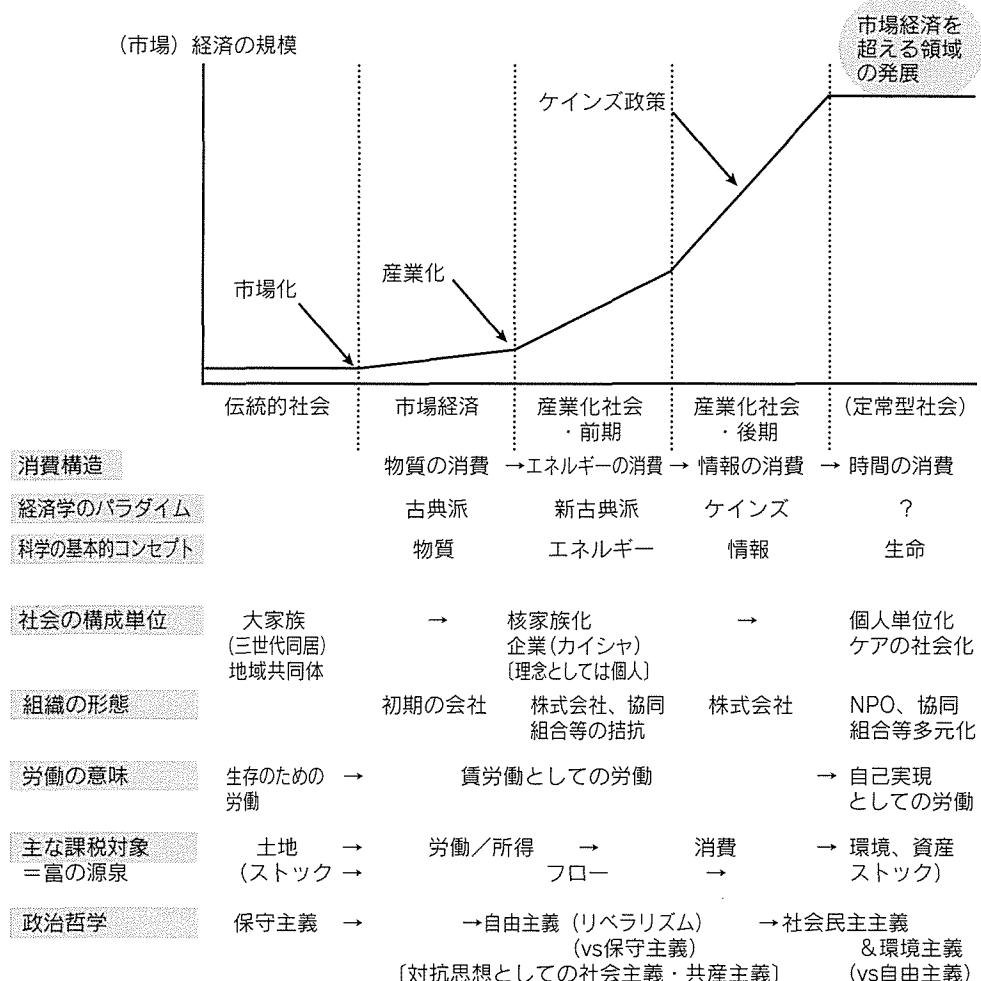
消費構造という観点から見ると、私見では人間の消費は「物質の消費→エネルギーの消費→情報

の消費 (=モノを買うときデザインなどそこに付加された「情報」に着目して消費すること)」という流れで展開し、現在はむしろ「時間の消費」とも呼ぶべき新たな方向に向かいつつある（図2参照）。

ここで重要なことは、以上のうち「情報の消費」までは何らかの形で物質的（マテリアル）なものと結びついていることである。こうした領域では、生産者はただ自己の利益追求を考えればよく、その“動機”自体が問われることはない。アダム・スミスをまつまでもなく、資本主義とはこうした「私利の追求」ということを“最大限にうまく活用したシステム”であり、それが経済の規模拡大を通して全体の利益にもつながったのである。逆に「私利の追求」を否定した社会主義は崩壊した。

ところがこうした「私利の追求」を有効なインセンティブとして拡大・発展した市場経済の領域が、今むしろ飽和しつつある。これに代わって、先ほど「時間の消費」と呼んだ、コミュニティや自然や公共性、スピリチュアリティといった領域に関する人間の欲求が大きく展開しつつあり、組織的にはNPOや社会起業家、協同組合といった形態が浮上している。「市場経済を超える領域」の展開において、営利と非営利、貨幣経済と非貨幣経済が交差するのだ。

図2 経済・社会システムの進化と定常型社会のイメージ



「働くこと」の意味

以上のような経済の成熟化・定常化という構造変化の中でもっとも大きな変容をとげるのが「労働」のあり方であり、それは福祉国家や資本主義にとって根本的な意味をもつ。

ここで私なりに整理してみると、「働く」ということには次のような3つの次元ないし層があると思われる。第一は、もっとも原初的なもので、いわば「生存のための労働」であり、これは端的に

“物質的欠乏から自由になるため”に働くということである。しかも、農村共同体における農作業などをイメージすればわかりやすいように、この場合の労働は、同時に「協働」という側面を強くもっている。

第二は、「賃労働としての労働」であり、これは市場経済が浸透した社会において、“貨幣獲得”的手段として働くということである。この場合、貨幣は「私的所有」の対象となるため、第一の次元より「私利」の追求という面が強く出る。最後に第三は、「自己実現のための労働」であり、第一・

表1 生産労働（賃労働）の変化とこれから〔単純化したモデル〕

	男性	女性	計
工業化以前の社会	1	1	2
工業化社会 (高度成長期)	1.5 (“会社人間”)	0.25 (日本型パートなど)	1.75
成熟社会 【多様な選択肢】	0.75 1.0 0.5	0.75 0.5 1.0	1.5

第二のものが最終的には手段的な労働だったのに對し、いわばそれ自体が自己充足的なものとしての労働ということである。

想像されるように、物質的に“衣食足りた”現代の社会では、第一の次元（生存のための労働）はほとんど実感がなく、第二の次元は若い世代になるほど次第に動機づけとして希薄化し、第三の次元が前面に登場している。「必要」にかられて働くということがなくなった社会において、「人はどうして働くのか」という問い合わせが浮上するのは、ある意味で当然のことである。もう1つ、確認しておきたい重要な点は、現在の日本ほど、「働く」ことのもつ意味やその実感についての「世代差」が大きい社会はない、ということだ。現在の60歳代くらい以上の世代は、上記の「生存のための労働」という感覚をなお強くもっているだろう。団塊の世代など高度成長期を生き抜いてきた世代は、「賃労働」に対して駆り立てられるような動機づけをもってきた。そしてさらに若い世代。ここに現在の雇用問題の最大の難しさの1つがある。

ところで、以上の3つの層はいま述べている時代変化と呼応している。つまり市場化以前の社会では第一の層が中心で、市場化・産業化の時代以降、第二の層が圧倒的に強くなり、市場経済が成熟化・定常化していくのとパラレルに第三の層が大きく展開するという構造だ。

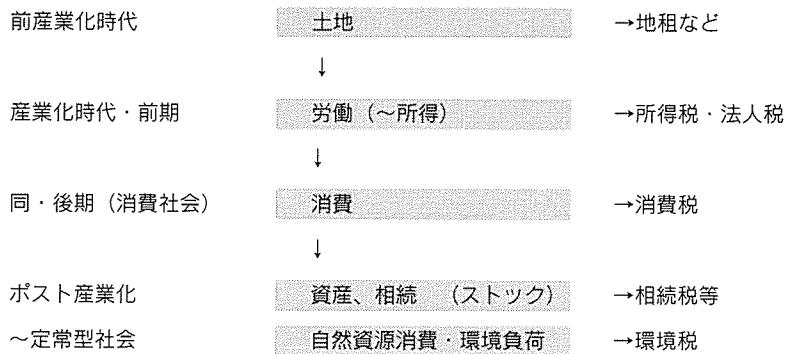
市場経済を超える領域

このことは、失業問題への対応ということに対しても重要な意味をもつ。これまでの発想は、失業問題は「経済成長による解決」を図るというものだった。つまり失業が生じるのは経済の規模が小さすぎるためで、景気を刺激し人々の需要を拡大すれば経済が成長し、その結果失業もなくなるというシナリオである。やがて労働生産性が上昇し（供給が増加して）再び失業が発生しても、また需要を拡大すればよいという考え方である。

このようにして、いわば「経済成長と労働生産性上昇の無限のサイクル」が、政府による公共事業等の景気刺激策の繰り返しとともに永遠に続いている、というのがこれまでの基本的な発想であった。けれどもこののような想定はもはや現実と乖離したものになっている。つまり、以上のシナリオで前提とされていた「需要拡大→経済成長」という部分が、人々の需要が飽和ないし成熟化する時代にあってほとんど機能しなくなっているのである。

私たちはいま、「経済成長と労働生産性の無限のサイクル」という前提をどこかで“断ち切る”方向に発想を変えていく必要性の前に立っている。失業問題の「成長による解決」という発想を転換

図3 経済社会システムの進化と“富の源泉”及び税制



していく必要がある。そうでなければ、現在の日本がそうであるように、「人々が（競争に追いやられ）働けば働くほど失業が増えていく」、というどうしようもなく皮肉な悪循環が生じてしまう。ここにも「成長」と人々の間の関係性のあり方とをつなぐ構造がある。

したがって、一定の失業との共存を認めつつ、積極的雇用政策を含め失業に関する様々な社会保障を強化することと並び、労働時間短縮ないしワークシェアリングの推進が不可避である。しかしこうした方向を、“敗北主義”的なものと考える必要は全くない。ここで論じているのは、要は人々の「賃労働」の時間を減らす（またその男女間の配分をフレキシブルにしていく）ということなのであり、そのぶんは家族と過ごす時間、地域などでの社会的な活動にあてる時間等々が増えていくということになる（表1参照）。オランダのいわゆる1.5モデルなどもこうした例である。それは、労働生産性が上がった成熟社会において「生産性上昇分を賃労働時間の減少によって対応する」という発想への転換であると同時に、私利をインセンティブとする「市場経済」の時間から「コミュニティ」の時間への再分配として位置づけられるものであろう。

つまり、慢性的なモノ余りが一般化する定常型

社会においては、賃労働時間の削減は失業率の減少にもつながる“社会的な善”でもあるのだ。また賃労働以外にあてられる時間はコミュニティ・環境活動など前に述べた「市場経済を超える領域」の発展につながる。

このように考えていくと、ヨーロッパで議論が活発化している、税制と社会保障を一元化し、すべての個人に最低限の所得を保障するという「ベーシック・インカム（基礎所得）」制度は、市場経済=賃労働の領域から「市場経済を超える領域」への再分配政策としてとらえることができると思われる。

福祉と環境の統合

このようないわば「時間の再分配」政策を含め、定常型社会=持続可能な福祉社会を実現していくために重要となってくるのは、「福祉政策と環境政策の統合」という発想である。たとえばドイツは99年に「エコロジカル税制改革」という大胆な改革を行い、そこでは環境税を導入するとともに、その財源を社会保障にあて、そのぶん年金の保険料を引き下げるという斬新な政策を行った。これは、「環境負荷を抑制しつつ福祉の水準を維持し、かつ企業にとっての社会保険料負担を軽減

表2 政治哲学と政策選択

	社会民主主義	自由主義	保守主義
基本的価値	自立した個人+公共性	自立した個人	伝統的な家族・共同体
社会保障(福祉)政策	普遍主義モデル 「公助」志向	市場型モデル 「自助」志向	社会保険モデル 「共助」志向
環境政策	当初は開発・成長志向 →環境主義と融合	開発・成長志向	自然との共生、歴史的街並みの保存 ↔日本の保守政党 (開発主義)
生命倫理～科学技術へのスタンス	当初は科学技術による自然の改変に肯定的→懐疑的に	人間（科学技術）による自然の改変に肯定的	人間（科学技術）による自然の改変に否定的

し、失業率上昇を抑えるとともに、国際競争力の強化に資する」という複合的な効果をねらった政策であり、既にヨーロッパではデンマーク、オランダ等多くの国が実施している。

こうした「社会保障財源としての環境税」という政策のもっとも根本にある発想は、「労働への課税から資源消費への課税へ」という考え方である。つまり、かつての“労働力不足、資源余り”という時代には、「少ない労働力で大きな生産」という方向、つまり労働生産性の上昇がもっとも重要となるから、労働ないし雇用への課税がそのインセンティブとして働く。ところが現在は、全く逆に“労働力余り（＝失業）、資源不足”という状況だから、むしろ人はたくさん雇いつつ自然資源消費を抑制する、という方向が求められる（労働生産性より資源効率性）。こうした方向を誘導するインセンティブとして、上記のような政策が構想されるのである。

「ストックの分配」問題の浮上

以上の議論に関連する話題として、経済の成熟化・定常化がもたらす新たな状況として、“富の源

泉”が「フロー」から「ストック」に重点シフトするという事態がある。

18世紀以来の市場経済の大幅な発展の時期とは、すなわち「フロー」（年毎の生産活動）が拡大を続ける時代ということでもあった。言い換えれば、富の源泉は何よりも人々の「労働」という経済活動にあった。大量の資源を消費しつつ、そこででの「労働生産性」を上げることが経済の拡大につながったのである。これは、それまでの時代に「土地」などのストックが富の中心的な源泉と考えられていたことからの大きな“離陸”であった。

ところが今迎えつつある定常型社会は、「フロー」が拡大し続けるという状況がなくなる時代であるから、自ずと土地などの自然資源や資産などのストックが相対的に比重を増していくことになる。加えて地球環境問題をまたずとも、資源・環境制約の顕在化という状況がストックの重要性という認識を強化する。

これらの結果生じるのが「課税対象」ないし税体系の変化ということである。考えてみれば、およそ税というものは“富の源泉”にかけられるものである。つまり近代以前では、土地など（のストック）が主要な課税対象であったが、市場化・

産業化の時代以降、その中心は「労働（とその結果としての所得）」に移り、消費社会に至ると徐々に消費税という形が広がった。今後重要なのは、土地や自然資源及び資産などの「ストック」への課税とそれを通じた「富の再分配」である（図3）。

あらためて言うまでもなく、現在の日本においては、特に資産面での格差が徐々に拡大し、個人が「共通のスタートライン」に立てるという（戦後それなりに実現してきた）状況が大きく崩れきっている。「フローの再分配」に主たる関心を向ける福祉国家的な枠組みだけでは不十分になってきているのであり、こうした意味でも相続・土地・環境など「ストックの再分配」が大きな課題となる時代を迎えているのである。

● 政治哲学のあり方

最後に、これから社会のあり方を考える際の基本的な政治哲学について簡潔にふれておきたい。スペースの都合上、基本となる3つの政治哲学それぞれの基本的な価値理念と、「社会保障」「環境」「生命倫理」という3つの主要な政策領域での政策の方向を（表2）にまとめてみた。一言だけ補足すれば、“小泉改革”とは単純に言えば「保守主義」の自民党を「自由主義」の方向に導いていくという性格のものである。

私は、結論から言えば、「環境主義（ないしエコロジズム）と結びついた社会民主主義」という理念が、これから時代においていわば“時代の政治哲学”という位置を担い、日本におけるこの理念と政策の確立（またそれを担う政党ないし政治グループの形成）こそがもっとも重要な課題になると考えている。

本稿の初めに述べた議論に立ち戻ると、現在の日本は「古い共同体」と「新しいコミュニティ」の狭間にあり、個人がバラバラで孤立した状態になって“ひきこもり”状態にある。こうした個人と個人を「つないで」いく何かが求められているわけだが、それがかつてのムラ社会的な共同体に個人が“からめとられていく”という方向であってはならないだろう。私見では、社会民主主義の理念こそが、あくまで自立した個人を基盤しながら、「新しいコミュニティ」を作っていくという考えに重なると考えられるし、逆に言えば、社会民主主義はそのような理念を体現した政治哲学として日本において再定義されなければならない。

しかも、これから時代の社会民主主義は、従来型のそれとは異なり、上記のように「環境主義（ないしエコロジズム）と結びついた社会民主主義」という内容を志向するものである。それは、より具体的な社会のあり方としては、他でもなくここで論じてきた「定常型社会＝持続可能な福祉社会」という社会モデルと重なるものである。

最終的にどのような政治哲学を選び取るかはひとえに個人一人ひとりの判断にかかっているものであるが、いずれにしても、社会保障や環境を含め、これから日本が志向すべき「社会モデル」の構想と、そのよりどころとなる新たな政治哲学についての議論が、今何よりも求められているのではないだろうか。■

《参考文献》

- 広井良典『生命の政治学—福祉国家・エコロジー・生命倫理』、岩波書店、2003年
同『ケアのゆくえ科学のゆくえ』、同、近刊

労働のエコロジーと時間主権

佐々木 政憲

椎内北星学園大学情報メディア学部教授

はじめに

いま、世界の労働時間は大きな転機にさしかかっている。

1970年代まで、先進諸国の労働時間は緩やかながら減少傾向を示していた。しかし、1980年代以降、その流れは二極に分解しつつあるかに見える。一方では、労働時間の増加傾向がある。その先頭を行くのがアメリカである。いくつかの統計によれば、アメリカ、カナダ、イギリスは1982-3年に増加に転じた。他方、フランス、ドイツ、イタリア、オランダにおいては、労働時間の減少は続いているが、その減少ペースは緩やかになってきた。労働時間増加への圧力が増してきたからであろう。

今後、世界の労働時間は増加するのか、それとも再び減少するのか。これは予測や法則の問題ではなく、私たちの歴史的選択の問題である。いま、

グローバル資本主義の中で、労働時間の増加を推し進める力と更なる減少を求める力が熾烈なヘゲモニー闘争を展開している。それは時間主権をめぐる闘争でもある。

J・ショアはアメリカにおいて「労働時間の変動がないという特徴的な時代」があったことを指摘している。1948年から1969年のフォード主義の時代である。生産性の成果をどのように享受するかめぐって展開した資本と労働の激しい攻防がフォード主義的妥協に結果し、労働時間一定の環境を作り出した。時間主権の掌握をめざす資本に対して、労働側が選択した道は生産性上昇の成果を自由時間ではなく、賃上げで受け取るという方向だった。この妥協がアメリカ資本主義の黄金時代を築いた。そして、この妥協が崩れたのが70年代である。以後、労働時間規制は徐々に解除され、増加に向かって動き始める。この流れが一気に加速し表面化したのが、80年代である。

① 労働の24時間体制と労働社会の二極分化

ささき まさのり

1947年生。名古屋大学大学院経済学研究科博士課程修了。2000年より現職。著書に『オルタナティブ・ソサエティ』、『新・市民社会論』、『情報メディア論』などがある。

今日、時間主権をめぐるヘゲモニー闘争を主導しているのが、アメリカの新自由主義を結集軸とした歴史的潮流である。アメリカは、80年代以降、フォード主義的成长体制の危機から脱却すべく、多様で変化の速い情報消費社会に対応しうる

フレキシブルな生産システムを模索していた。90年代以降、このシステム再編は再資本主義化した東や南の途上諸国を巻き込む形で展開され、グローバルな競争を引き起こした。この競争は、賃金水準が低く労働時間が長い地域の労働者と先進資本主義諸国の労働者が国境を越えて競争するという事態を引き起こし、労働時間増加への圧力となる。

だが、労働時間の増加については、グローバル資本主義の技術的基礎にも着目する必要がある。それは新たな資本の空間を創造するからである。M・カステルは「グローバリティ」と「同時性」が同じことを意味するような新しい空間が出現したという。それは資本と労働と商品のグローバルなフローがリアルタイムで結びつき、経営と管理がグローバルに組織された空間である。「ネットワーク隣接性」といわれる。そしてこの空間形成を可能にしたのが、デジタル技術を基礎とする情報ネットワーク化である。

第一に、この情報ネットワークを基礎として「時間分有的な社会的実践の物質的組織化」（カステル）が実現する。たとえば、商品開発ではCGやCADを使ってネットワーク上でシミュレーションし、地球の両側で共同作業が行われる。このコミュニケーション労働が地理的隔たりをものともせず時間差ゼロで組織される。こうして情報ネットワーク化は眠らない経済活動を生み出し、労働編成を24時間化する。

第二に、情報ネットワーク化は、工場やオフィスなど本来の仕事の場とこれまで仕事の外であった家庭が直接に接続され、家庭と生産過程は一体化された。こうした生産第一主義の最も先鋭的な姿が90年代のアメリカに出現した。ジル・A・フレイザーはそれを「絶え間なき生産性向上に向かた24／7体制」という。そこではホワイトカラーの仕事が増加し、競争主義の中で職場の精神的な絆が切り裂かれ、家庭と地域のための時間が消滅するという危機的状況が進行していた。

R・セネットは、デジタル技術で情報ネットワーク化した現代の資本主義を「フレキシブル資本主義」と呼び、その最大の特徴は「労働時間を組織する新しい方法」にあるという。労働時間は工場やオフィスから溢れ出し、人間生活のすべてを飲み込む。そして、徐々に「人間性の腐食」が進行していく。これは、それ自体で、人間の持続可能性が問われるエコロジカルな危機ということができる。

だが、労働時間増加は均一に進行しているわけではない。ほとんどの先進工業国では労働分配において幸運な人々と不運な人々に二極分化している。労働者の多くが労働時間増加傾向の中で働きすぎているのに対して、10%から20%の人々は働く意欲を持ちながら、あるいはその意欲を押しつぶされて、労働の世界から排除されている。仕事に就いている人々も一様ではない。企業におけるコア部分と周辺部分とに労働が二極分化し、階層化している。しかも、コア業務を担う労働層の多くは週60時間以上の働きすぎ状態にある。他方、付随的で二次的な業務の労働層は不確実な経済状況に応じて必要なときに、必要なだけ動員され、失業の世界と就労の世界を行き来する。

労働時間の増加と同時に、こうした労働の分配における不平等の拡大が現代の特徴である。D・ハーベイは80年代のアメリカで進行した労働分配の不平等化が＜二重社会＞を生み出したという。また、A・リピエツも「労働時間からみた二極分裂」にあるフランスの状況を指摘し、それを＜砂時計型社会＞という。さらに、M・ミースはこの二極化を「労働の主婦化」という概念で定義し、それが現代資本主義の「中心部」と「周辺部」で同時進行していると指摘する。こうして現代の労働社会は、労働時間の増加とその配分における不平等の拡大を伴いながら、確実に危機を累積させつつある。



パート労働者の待遇改善の訴え

写真提供=共同通信社

2 労働のエコロジー危機

このような労働社会の危機は、現代における労働のエコロジー危機ということができる。「労働のエコロジー」というのは、労働問題と環境問題の不可分性を強調するための表現である。リビエッツは「エコロジー」の意味を「人類という諸個体と、それらの社会活動と、その活動によって変容される活動の外的諸条件との三重の関係」として捉えるべきであるという。通常は、三つ目の要素だけが「環境」と呼ばれて「エコロジー」に等置される。そのとき労働という独自な活動をする人間のエコロジーが忘却され、いわゆる労働問題と環境問題が切り離されてしまう。事実、日本政府の『環境と経済の好循環ビジョン』というエコロジー本には「労働」という言葉が一つも登場しない。労働時間短縮を政策から抹消し、お蔵入りにしたからだろう。

その「労働」である。「労働のエコロジー危機」は、第一に、働きすぎる人々の、あるいは労働から排除された人々の精神的身体的持続可能性が危機に瀕しているという意味である。過労死の母国・日本では過労死と過労自殺が増加し、働きす

ぎによる心身の衰弱が経営の根幹に関わる問題になっている。またkaroshiなる言葉のグローバル化が示すように、フレイザーはアメリカのオフィスの現場を「ホワイトカラー搾取工場」と呼び、ホワイトカラーが直面する労働のエコロジー危機の現状を指摘している。これは「人類という諸個体」に独自な労働社会に関わる危機である。だが、それだけではない。第二に、現代の労働が「活動の外的諸条件」としての環境を破壊することによって、「人類という諸個体」の持続可能性を奪うという最も深刻な「労働のエコロジー危機」がある。第一の意味の危機は違った形態ではあるが19世紀までの資本主義が抱えた危機である。現代の労働のエコロジー危機は、高度消費社会における労働の変容に関わる。労働のエコロジー危機をめぐる過去と現在を整理しておこう。

3 労働のエコロジー危機に対する闘争

第一次産業革命が進展したヨーロッパの主要都市では、自己の身体以外に何一つ持たない無数の民が都市に流れ込み、ただ同然の賃金で雇われる。賃金は労働者の絶対的生活水準をはるかに下回る。工場の中では過酷な労働環境と長時間労働で

人々の身体が蝕まれ、大量の過労死状況にあった。また工場の外では不衛生な都市生活で伝染病が蔓延し、過剰労働で疲弊した身体をますます衰弱させ、子供を産む能力さえ喪失する。労働者がその賃金では自らを世代的に再生産できないだけでなく、想像を絶する労働と生活環境のなかで生存を脅かされるという事態、これが経済的自由主義を基調とする19世紀までの資本主義における労働のエコロジー危機である。そして、このエコロジー危機は資本主義経済そのものの危機を引き起こした。

20世紀のフォード主義は、このような労働のエコロジー危機に対する挑戦とみることができる。事実、労働のエコロジー危機に対して、工場検査官や労働運動家は児童労働の禁止や労働時間の制限を求める運動を展開する一方で、開明的な経営者（フォード）や官僚（ケインズ）も資本主義の持続可能性をめざして労働環境や生活環境の改善に取り組み始めた。こうして19世紀末から20世紀初頭にかけて、働き方と暮らし方をめぐる資本と労働の闘争が、社会民主主義やスターリン主義やファシズムの形態をとりながら、市場を中心主義的経済に対する社会の対抗運動として展開した。

戦後の先進資本主義諸国における「フォード主義的労資妥協」と福祉国家形成は、そのひとつの到達点であった。この労資妥協は二つの柱からなる。第一に、テーラー主義+機械化を技術的パラダイムとする労働編成と大量生産の方式。これは労働生産性の著しい上昇を可能にした。第二に、生産性上昇の一部を賃労働者の所得上昇として配分する生産性インデックス賃金制度。この制度は賃金生活者の消費需要を拡大することによって、大量生産の販路を保証した。

これら二つの柱は、成長する経済のマクロ的好循環を可能にすることによって、生産性上昇にもかかわらず失業を最小限に抑え、完全雇用を実現した。さらに、国民国家による福祉国家システム

と労働のセーフティネットのための社会立法が整備された。これらは伝統的な共同体の解体によって失われた社会統合と相互扶助を國家が補完する一方で、経済のマクロ的好循環を政策的に補完した。

こうしてフォード主義は資本主義が抱える販路の問題を解決し、資本主義を持続可能な経済として再構築した。と同時に、賃金生活者の世代的再生産をも可能にした。フォード主義は19世紀までの労働のエコロジー危機を回避したかに見える。賃金生活者は単に生き延びることができるというだけでなく、所得水準の上昇のなかで幸福に生きることができるようになったからである。

だが、70年代以降、多様化し高度化する消費社会の変化のなかで、フォード主義の規格化された大量生産方式は次第に硬直性と非効率性を露呈し、生産性の向上とその成果をめぐる新たな道の模索が開始した。と同時に、フォード主義的労資妥協の見直しが始まる。80年代以降、先進資本主義諸国はいくつかの方向へ分岐するが、グローバル資本主義を先導したのは市場の声を戒律とする経済的自由主義の潮流である。それは多様で変化の速い情報消費社会に対してフレキシブルな生産システムの構築によって対応する方向である。アメリカにその典型を見ることができる。このフレキシブルな資本主義の展開とともに、すでに述べたような労働時間の増加と労働社会の二極化が進展し、労働のエコロジー危機が再現してきた。働きすぎによる精神的身体的健康の障害、働けないことによる生活活力の喪失、不安定な労働による生活不安とストレス増大、これらが分断されたまま増幅するという労働社会のエコロジー危機である。

4 消費社会の展開と労働の変容

だが、それだけではない。この労働社会そのものが過剰消費社会と不可分であることによって、

自然収奪的な性格を帯びている。ここには、消費社会の展開に伴う労働の変容がある。今日、商品の生産過程ではフォード主義以来の自動機械化によって労働が徹底的に削減され、生産性は飛躍的に上昇している。他方、そこに発生する余剰労働は消費欲望を掘り起こし、その欲望に形を与える多様な労働に転化される。たとえば製造業における研究開発・企画・設計・デザインなどの知的労働や販売促進・広告・営業などの労働である。あるいは、外食・娯楽など家庭機能の外部化を引き受けるサービス労働である。あらゆる産業が消費欲望増殖産業としての性格を帯び、そこに従事する知的先端的労働は消費欲望の開拓と増殖を引き受ける労働になる。

これはそれなりのマクロ的好循環である。だがそれは経済を持続可能にしても、エコロジー的には持続不可能である。消費欲望の増殖を加速する労働は、自然収奪的な性格を帯びるからである。そして自然収奪的労働は、「活動の外的諸条件」としての地球環境を破壊することによって、「人類という諸個体」の世代的持続性を奪う。消費社会の労働が持つこうした自己破壊的性格が、現代に固有な労働のエコロジー危機である。

だが、このエコロジー危機を人類が等しく被っているわけではない。高度化する消費社会の労働はそれとは無縁の人々の生活基盤を破壊し、その人々の世代を通じた再生産を奪う。自然収奪的労働は、同時に他社会収奪的労働ともなる。このように幾重にも重なり、相互に作用しあう回路の中で、労働のエコロジー危機が深化している。

5 労働のエコロジーと時間主権

しかし、分裂した労働社会にあっても、相互の垣根を越えて、そこからの脱出をめざし、共に問題解決に取り組もうとする動きも出ている。働き過ぎにある自分たちの労働時間を少なくして、それを切実に必要としている人々と分かち合う。そ

して、労働に吸収された自分自身の暮らしを見つめなおし、家族と地域と社会に思いをはせる。また、人生の各ステージで労働に打ち込む時期と子供や親に時間を割く時期のバランスをとる代間での労働を分かち合う。こうした思いや行動は、分断された労働社会にあって、競争ではなく連帶を価値としつつ、労働のエコロジー危機を乗り越えようとする動きである。その動きは労働時間短縮とワークシェアリングという言葉に集約されつつあるかに見える。これは現代における社会の対抗運動といえる。

だが、労働時間短縮とワークシェアリングは、労働社会の危機に対する守りの戦略にとどまるものではない。より積極的に、新自由主義的成长路線に代わる新たな社会形成の契機でもある。ここでは生産性上昇の成果とその活用方法が問われる。フォード主義は生産性の成果を所得上昇に配分することによって、賃金生活者に消費する幸福を提供し、同時に資本主義の経済的持続可能性を確保した。この発展様式はもはや不可能であるだけでなく、地球環境の危機の前では危険でさえある。

過剰消費を演出する労働が自然を破壊し、他の社会を持続不可能にしている現実があるとき、生産性の成果を所得上昇でなく労働時間短縮として享受することは、それ自体で、エコロジー的である。労働時間短縮によって自然収奪的労働の比重を少なくすることは、過剰消費を沈静化させ、同時に他の社会に対する負荷を少なくすることになる。

他方、労働時間短縮が自由時間の増大となることによって、新たな社会形成の時間的資源が増大する。なぜなら、自由時間は自然収奪的でない技術や技能が生まれる基礎を提供するからである。風力や太陽やバイオマスなど化石燃料に代わるエネルギー源の開発、有機農業による自然への負荷が少ない食料生産、自然への負荷の少ない快適な住環境や道路の整備など、人間の基礎的必要

を満たす新しい技能や技術、それをそなえた労働、その労働に支えられたエコロジー産業を生み出す。これが経済活動の新しい販路になれば、フォード主義のマクロ的好循環に代わって、経済と環境の新しい好循環になりうる。

そして、私たちがこの好循環モデルを構築できるなら、それは高度消費社会から恩恵を得た私たちが、この社会から犠牲を被った他の社会の人びとに対してささやかな貢献をなしうるはずだ。と同時に、人間以外の種や未来の世代に対して責任を果たす道でもある。

おわりにー自由時間という富

9月16日、愛地球博で「地球を愛する世界の100人」の一人に選ばれたデンマーク在住のケンジ・ステファン・スズキさんが稚内に来てくれた。デンマークで「風のがっこう」を主催し、風力やバイオマスのエネルギー技術を日本に紹介している。5月に続いて、2度目の稚内訪問である。彼は私たちにこう語った。

デンマークが豊かなのはなぜか。それは教育にある。子供の教育はすべて無料で、18歳になれば学生には生活費が支給されるが、それだけではない。働いている人たちに対しても、生涯を通じて学ぶという制度が保障されている。いや、学習しなければならないのだ。それがデンマークの経済を強くする基本だからである。だが、それには労働時間短縮と自由時間が不可欠だ。デンマークの労働時間は週35時間。年間の総労働時間は多少の残業を含めても約1400時間と世界で最も短い。午前8時から勤務の人は午後4時には退社できる。そして、夜間大学の生涯学習に参加し、自らを研鑽する。経営者もそれが高い生産性の源泉だということを理解して退社させる。

また、年休は6週間で1日も残さず休む。夏休みは全員が3週間まとめてとるため、会社の多くは7月の第2週以降月末まで休業になる。休暇は

家族で目一杯楽しむ。仕事と家庭と地域の健全なバランスが豊かな社会の持続可能性を保障し、経済的にも高い生産性につながる。労働から解放された自由時間は創造的な時間なのだ。ここには福祉と経済の好循環の仕組みがある。それだけではない。いま、風力発電はデンマークの基幹産業となり、多くの雇用を生み出している。暮らしを支えるエネルギーの自給率は130%である。経済と環境の好循環モデルが出来つつある。環境と福祉の向上が経済の生産性を高め、高い生産性が環境と福祉を改善するという仕組みである。

労働時間短縮と自由時間の創造的活用による生産性の向上、それによる家庭と地域と仕事のバランスがとれた健全な市民社会の創造、これを選択できることが時間主権の回復である。そして、それは可能であるだけでなく、不可避だ。

私たちも近い将来、「風のがっこう稚内」を立ち上げる。そこは子供たちが宗谷の地域に固有な食とエネルギーの地産地消を学ぶ環境学習の場になる。と同時に、働く人たちがそのような地域づくりのための技術を取得し、仕事に就くための学びの場となる。それは従来の「公共事業」依存型経済を脱し、自律的でエコロジー的にも持続可能な市民社会を創造するための基礎となるだろう。

最後に、こうした展望に希望を与えてくれる歴史の証言をひとつ。

「彼らは、all work and no play（働いてばかりで遊ばないと馬鹿になる）ということわざを忘れている。これまでイギリスの商品に一般的な信用と名声を与えてきた手工業者やマニュファクチャ労働者の独創性と熟練は、イギリス人の誇りとするところではないのか？　これはいかなる事情のお陰であったのか？おそらく、わが労働者たちが思い思いで憂さを晴らすゆとりがあったからこそだろうに」（ポスルスエイト『一般商工業辞典』1755年）■

都市・田園交流圏と持続可能社会 —グリーンライフ・アカデミーの提唱—

佐藤 誠

熊本大学法学部教授

1 持続可能な暮らし・家族・地域のかたち

(1) 平成の合併で考えた

市町村合併の嵐の中で、いろんな事を考えさせられてきた。特に、湯布院町で保養温泉づくりのリーダーであり続けてこられた中谷健太郎先生が、合併反対で奔走なさる中で、これからは都市の人と連携して「美しい村」を作ろう、「保養農村」づくりを始めようと言われるようになったプロセスの中で、あるアカデミーを創ろうと思い至った。

都市と農村の別なく、健康で美しい暮らしのかたちを産み出そうと努める生活者や企業人、リーダーシップがとれる行政マンや闘達に行動する知識人が、それぞれの立場を理解し合いながら21世紀の希望を結っていく「グリーンライフ・アカデミー」なるものを創ろうと。このアカデミーは、都市での対話が許されなくなつた師ソクラテスの死後に、城

外の荒れ地（アカデメイアと称されていた）でプランが始めた、暮らしの中での学びを復興させる、一つの学会（アソシエーション）、学校（スクール）同時に運動（ムーブメント）である。

唐突な提案と思われるに違いないが、近代から現代までの日本の暮らしや地域社会のありよう変化を、明治の合併、昭和の合併および平成の合併を、時代変化に合わせた暮らしの学び場再構築という意味づけで考え直した結論でもある。寺子屋や私塾を統合した小学校を地域の暮らしの教育コアとして運営できる範囲まで拡大してムラを合併させ新コミュニティを産み出したのが、江戸時代に7万あった自然村を合併させたのが明治の合併だった。同様に、コミュニティの大きさを中学や高校の校区にした昭和の合併があった。当時のムラは大激動に襲われたに違いない。そして、今回の平成の合併は高校や大学の校区相当まで基礎自治体の圏域を拡散させる。今の流れに、ムラ消失の危機を感じざるを得ない。

大都市や東京での議論には、財政赤字1千兆円のつけで、ムラには消えてもらおうという殺氣を感じ、もはや生き様を論じ、たつきを得る目的での学び場は荒野アカデミアに立ち上げるしかない。

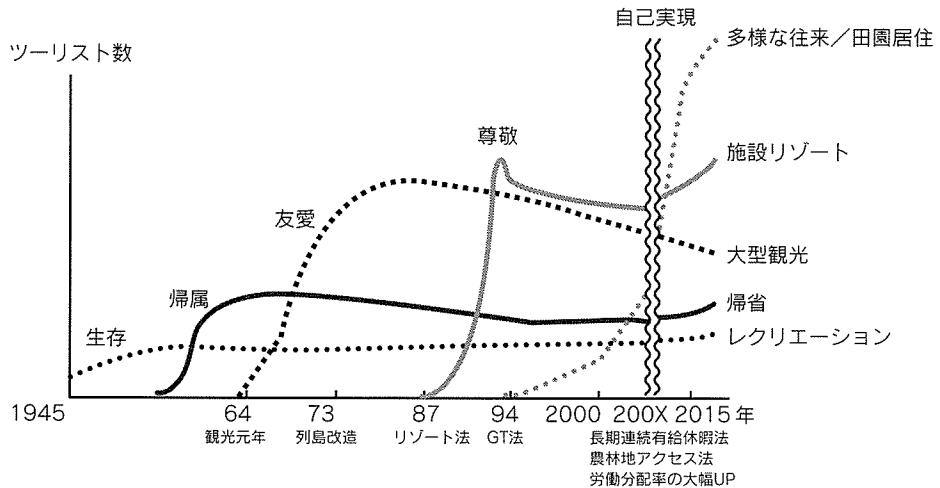
さとう まこと

1944年生。九州大学大学院経済学研究科博士中退。西南女学院短大助教授を経て現職。著書に『グリーンライフ入門』(共著)、『グリーンホリデーの時代』、『都市政策と経済改革』などがある。

(2) 農村・都市交流はグリーンライフ共同形成の段階に進んできた

農業・農村側での危機克服にむけて、1990年代のはじめにグリーンツーリズムが提唱され今日には

図1 戦後日本のツーリズム形態の展開（モデル）



それなりの定着をみた。筆者は、留学先のドイツで「農家で休暇を」政策に接して以来、西欧ツーリズムの紹介と日本のリゾート政策批判を行ってきたが、農家や農村側からの都市民むけの交流施策は農産物直販をベースにそれなりの展開を見せてきており、農村民泊や農家レストランなどの本格展開も大分県議会が国に対してバカンス法制定を求めるなど休暇制度改革さえあれば期待できる段階に至っている。

近年の特徴は、むしろ都市側市民の「田舎暮らし」願望に伴う、多様な都市・農村往来や田園移住というグリーンライフ志向の顕在化である。今年1月末にふるさと回帰支援センターは3大都市圏居住の5万人に対する「田舎暮らし」アンケート結果を公表したが、なんと40.3%もの組合員が田園居住や交流の意向を持っていた。希望の移住先は沖縄と北海道が目立ち、また高原地域への願望や自分らしいライフスタイル実現への夢が強く表現されていた。

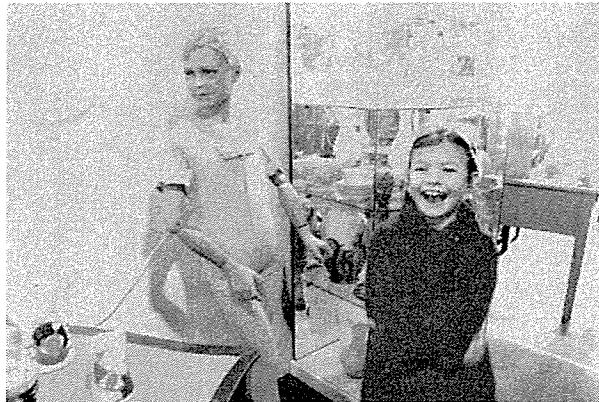
また、首都圏で団塊の世代を対象として、どこに住みたいかを問うた昨年の道庁アンケートでは、約8割の方々が北海道に関心ありと答えた。道では、第2の人生の夢を具体化するための生活体験ツアーを推奨している。筆者が関わっている九州ツーリズム大学でも、この2~3年、大都市からの田園移住志向の高まりを実感する。熊本県小国町では、

最近とみに都市からの若い移住者によるさびれた商店街での小規模サービス業の起業が目立つ。毎月一軒ほどの簡易な飲食店、ギャラリー、ブティック開業が映画館復活などとあいまって、田舎の洒落たナイトライフが、蔵改造の商家民宿などとともに耳目を惹きつける。

戦後、ツーリズムはレクレーション、帰省、観光、リゾートと生活欲求の高度化に伴って形態を変えてきたが、休暇のまとめ取りや農地アクセス改善、そして可処分所得向上という3つの条件さえ整えば、都市・田園往来のデュアルライフや田園居住グリーンライフという第5の段階へ高度化していくであろう（図1参照）。

2 摂り取られる魅力の田園

(1) フランスで最も美しい村を訪れて得心した
 「ようこそパリへ、ようこそフランスへ」というキャンペーンに促されたわけでもないが、この冬に南仏プロヴァンスの田舎を訪れた。この政府キャンペーンの独占ライセンスはパリ市と149のムラが加盟する「フランスで最も美しい村連合」に与えられている。フランスのアイデンティティは美しい村にこそある、との国民コンセンサスがあつてのことだ。



ソルグのアンティーク店にて

農業危機の中で過疎に悩んだムラが、存続の危機脱出戦略として最も美しい村連合を結成（1982年）し、サポーター企業の支援や政府とのイベント連携をバネにして、都市住民や世界に向けて盛んに田園情報発信を行っている。ロンドンから移住したピーター・メールが田舎暮らし礼賛のベストセラーを出したこと、2002年の地中海新幹線開通、光ファイバー埋設による高速交通・情報アクセス改善とあいまっての田舎ブランディング戦略によって、田舎暮らしはステータスとなっていた。

リュブロン渓谷の小さなムラ、ソルグには世界中から移住者が本格的な田舎暮らしを楽しむためのアンティーク店が二百も集積して大変な賑わいを見せていた（写真参照）。

ムラの不動産屋に聞くと、5—6千万円台を中心には、安くて3千万円、高くて1億数千万円というメゾン・デ・カンパニュ（田舎屋）ブームで新幹線開通後2年間に地価は3倍に急騰したという。

ベルギーでは1994年に、カナダでは1997年に、そしてイタリアでは2001年にそれぞれの厳格な基準を満たす外部評価を受けた美しい村が、おののおの21村、32村、49村の連合を統一ロゴでツーリストや田園への移住者を惹きつけている。2003年に最も美しい村世界連合が結成され、それへの加盟を目指してこの10月4日に北海道美瑛町で「日本で最も美しい村連合」が発足した。

「伝承なき生活、それは人生の廃墟である」とバラニヤックは喝破したが、前世紀末に廃墟となりかけた農村を魅力の田園に変えたアンカクローナは「いにしえを基礎に未来を築く」ことに成功した。こうした観点からも、日本の心ともいべき美しい村を残して永続的で魅力のある日本を築き上げていきたい。

（2）協働して保全・利活用すべきコモンズとしての農林地

これまで、土地の価値は農業や工業など産み出される地代の利子率による資本還元で地価が形成されてきた。19世紀末のナショナルトラストを産み出したオクタビア・ヒルの恩師であるジョン・ラスキンはそれに加えて「思索と眺望の対象」としての土地の価値を認めた。現代的に言えば、こうした産業的価値、ランドスケープ価値と併せて健康と美の基盤としての土地の価値を美しい農村で形成することが重要である。

美しい田園のアメニティの高さこそが、独創的な知的活動のインフラである時代において、健全な大地が育む食べ物や空気、水の生命的価値に人々は気づき始めている。健康や美容およびエージングセックスを保証するのはいのちの賑わいをもたらす気が漲る大地をかけがえのない生命資産として、都市と農村の別なく全国民のグリーンストックを守

り、蓄えを増やしていかねばならない。

先の国会で農地3法が改正され、農地アクセス解放に向けた農地改革の第1歩がこの9月から始まった。これは、小淵沢町と協定を結んだNPO法人のグリーンライフ小淵沢が町に預けられた遊休農地を東京市民に又貸することで農地法の規制を抜けた「特区」の全国版である。

先に述べた由布院での保養農村の構想は、都市の住民や企業の参画で由布院の農林地を守りながら美しい村づくりをしようという一点から発想されている。農地は、山林は単なる農産物生産や建材生産の為だけではなく、同時に未来に美しく引き継ぐべき、健康と美と生命的意思の大地なのだ。コモンズとして土地を見ようという価値革命を抜いて、暮らしの永続性は担保されない。

③ 健康や教育、食や住など暮らしを自由に結うグリーンライフ

(1)暮らしの新しい結い方を模索しよう

由布院の地名は、その昔、万葉集に「おとめらの放りの髪を結うの山 雲な隠し 家のあたり見む」とうたわれた、「結う」からきているという。成り立ちや存在根拠もバラバラな主体が、違いを捨象して束ねられるのではなくて、それぞれの主体に自由を認めながらふくらと関係性を結んでいく、そうした連携や協働が求められている。

熊本大学では近年、地域の住民や企業、自治体との地域連携による実践智の構築を図っている。その一環として、筆者は「ゆふ学」を、具体的には経済同友会参加企業、阿蘇や天草の自治体、その住民などで遊休農林地を活用してのライフスタイル産業興し事業へ参画している。農地の規制、何よりも所有権絶対でキャピタルゲイン地主環流システムに穴を開けて、コモンズとしての農林地を活用する産業興しに。

そのヒントは、3年前にアメリカの経済学者、イギリスのツーリズム学者から別々の機会に頂いた。

欧米でのネオ・ルーラリズム（田舎暮らし）時代は、アメニティ・ムーバーとライフスタイル・アントレプレナーという2つのキーワードで典型的に表現される都市・農村生活圏の地域活性化で切り開かれたと。媒介項は、グリーンツーリズムである。魅力の田園への観光ビジターは、足繁く通うという意味での田園リゾートへのリピーターに転化し、さらには美しい村へI／J／Uターンするムーバーに当然のごとくなっていく。

アメニティ、アクセス、アトラクションという3つのコンセプトから構成される3Aツーリズムが「ビジター」から「リピーター」、「ムーバー」へとルーラリズムを進化発展させる軸芯となっている。

(2) グリーンライフを楽しむワザを教えるアカデミーを創ろう

学ぶとは真似ることである。欧米に学び、アジアに習って、過去の生き様に倣ってゆっくり生きてゆっくり愉しむグリーンライフを日本で築きたい。

大学人は現場に聞いて農地アクセス解放の制度設計を行い、企業家は土地利用権を活用した事業開発を手がけ、住民は安心立命のライフスタイル起業でなりわいをたてる、行政は半分目を閉じて制度改革の暁を待つ度量を示す。こうしたグリーンライフ・アカデミーを天草・阿蘇スクールとして開講し、広範な農林地を都市民に開放することで暮らしの産業を創出していきたい。

幸いなことに、今年の春から文部科学省が「グリーンライフ」という新教科を認可し、全国の250高校やいくつかの生涯学習コースで、多くの人々が同名の教科書を使って、都市・農村交流事業や持続可能な暮らしについての実践智を学び始めた。その教科書を監修した1人として、今は、理論よりも、自分自身の楽しいグリーンライフ構築を目指す実践家として挑戦している。阿蘇の広大な大地を舞台に、自分で家を建て、畑を拓き、ハーブサウナで健康的な自給を果たそうと。そのためにも、実践的なスクールを創って学びたい。■

持続可能社会と介護労働者確保問題

城戸 喜子

田園調布学園大学教授

はじめに

近年、地球環境問題や我が国の資源制約および超少子・高齢化を見据え、持続可能な経済社会への円滑な移行が重要になってきた。確かに1955年以降の半世紀を振り返ると日本経済が高度成長期、安定成長期を経て徐々にその規模を拡大・成熟させ、産業・就業構造面でも第一次産業中心から第二次産業中心を越え、すでに第三次産業中心、特にサービス産業社会に転換していることが分かる。その間、当然のことながら個人・家計の経済水準の改善、栄養・公衆衛生・医療技術水準の向上、および教育水準の上昇を通じて長寿化と少子化が進み、近い将来の人口減少・高齢社会を予想するともはや従来の労働市場政策や企業経営手法また社会保障制度では対応できない時点に達していることが理解できる⁽¹⁾。

工業経済とは異なりサービス産業では生産性向

上の速度が遅い。しかし労働力人口自体が減少する中で生産性向上は極めて重要な課題である。したがって資本蓄積や技術革新は極めて重要である。また労働力人口減少の緩和策として、現在高齢者と呼ばれている人々が心身共に健康な限り就業可能であるよう個人・家計、企業・産業、政府および地域(NPO)が努力し工夫する必要がある。さらに女性や心身に障害を持つ人々が可能な限り就業できるよう労働環境を整えることも非常に大切である。このように高齢者・女性・障害者が就労することを通じて活力ある経済社会を再生していくことが私たちの大きな課題である。

社会保障・福祉の制度は就労・雇用と密接な関連を持つ社会的な契約であり、このような社会では就労・雇用や社会参加を通じて人々の潜在的な能力を引き出すような仕組みでなければならぬ。戦後日本の社会保障・福祉政策は、半世紀余り前の社会保障制度審議会の第一次勧告、同時につくられた生活保護制度、上記勧告に基づく皆保険・皆年金制度により進むべき方向性を定め、高度成長や安定成長期への移行期間にそれらを支えた若く良質の労働力と高貯蓄によって、適用拡大と給付改善を実現してきた。しかし、安定成長期の中で高齢化が進むにつれ、それまでの社会保障・福祉制度・政策の改革の必要が認識され、年金制度と医療保障の領域を中心として1980年代初頭から改変の努力を重ねてきた。

きど よしこ

1936年生。コロンビア大学政治経済学部大学院修士課程修了。社会保障研究所主任研究員、聖学院大学教授、慶應大学商学部教授を経て現職。著書に『先進諸国社会保障(3) カナダ』、『国民所得と国民支出』などがある。

表1 経済成長の予測

	2005	2010	2015	2020	2025	2030
GDP(兆円)	512	552	604	667	718	774
人口(百万人)	127.7	127.5	126.3	124.1	121.1	117.6
1人当たりGDP(千円)	4,009.4	4,329.4	4,782.3	5,374.7	5,929.0	6,581.6
2005=100.0	100.0	108.0	1192.8	1.340.5	1.478.8	1.641.5

資料：内閣府『21世紀ビジョン』（平成17年4月94頁.82頁）

厚生労働省『厚生統計要覧』（平成16年度.17頁。）

それらは大小様々な改革であるが、バブル経済や出生率改善への幻想に攪乱されがちだった可能性も大きい。しかし1980年代末までには少子高齢化の深刻さが認識されるようになり、1990年代に入ってからは年金制度の改革を繰り返しつつ、他方では戦後混乱期に成立した医療法を改正し地域医療計画に着手し、また介護サービスの整備を開始した。このような経過を経て1990年代末には老人医療の中に取り込まれていた高齢者介護を介護保険として独立させる努力と、そのためにさらに必要な介護サービスの拡充を図っている。その結果、2000年度から実施された介護保険は歴史的に低所得層・施設中心であった高齢者福祉を、所得に関係なく普遍的かつ在宅福祉中心の制度に転換する方向を模索している。

以下では超少子・高齢化と人口減少社会、さらに低経済成長の下で世代間負担公平と世代内公平、特に後者の視点を大切にしつつ経済成長の可能性、社会保障制度全体の規模やその中の資源配分の問題（リスクの種類の総意に依拠した）について簡単に触れた後に、介護保険と介護労働者の確保問題を取り上げたい。

● 経済成長と社会保障部門内の資源配分の変更

まず社会保障・福祉の財源となる経済成長の可

能性であるが、2000年前後からの実績を見ても2005年に公表された内閣府編「日本21世紀ビジョン」を参照しても、2006年度から2030年度にかけての実質成長率は1%台半ばから2%程度である（2）。そこで今仮に将来的に毎年1.5%ずつの成長があるとして同「ビジョン」の2005年度の数値を基礎に将来推計を行うと、表1のようになる。すなわちこのような低成長の下でも2005年度の一人当たりGDPは、10年後の2015年度には約20%増し、その10年後の2025年度には約50%増しとなり、それに伴い個人や家計の経済的水準は上昇していく可能性を示している。

次に厚生労働省の「社会保障給付と負担の見通し－平成16年推計」を用いて、社会保障部門内の資源配分の状況を表2として掲げると、2004（平成16）年度の予算ベースで社会保障給付費総額は86兆円（3）、そのうち年金給付費は46兆円、医療保障費は26兆円、介護費は5兆円で、それぞれの構成比は53.4%、30.2%、および5.8%となっている。それらが将来的には例えば2015年度には総額121兆円、年金58兆円、医療保障費41兆円、介護費が12兆円となり（4）、構成比は順に48.3%、34.2%、および9.9%に変わってくる。従来の社会保障給付における年金給付費の異常に大きな比重から、社会保障部門内の資源配分変更の重要性に迫られた結果だとも言えよう。

因みに国際比較が可能な1993年頃の年金給付

表2 社会保障給付費の規模と構成

	2004	2010	2015	2025
社会保障				兆円
給付費	86	105	121	152
年金	46	53	58	64
医療	26	34	41	59
福祉等	14	18	21	30
介護	5	9	12	19
				%
給付費	100.0	100.0	100.0	100.0
年金	53.4	50.5	48.3	41.8
医療	30.2	32.4	34.2	38.6
福祉等	16.3	17.1	17.4	19.6
介護	5.8	8.6	9.9	12.4
社会保障給付費の 対GDP比		19.0	20.0	21.2

資料：厚生労働省『社会保障の給付と負担の見通し』（平成16年5月推計）
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/05/h0514-3.html>

費の比重はアメリカの約45%、イギリスの約40%、ドイツの約43%、フランスの約49%、スウェーデンの約38%に対し、1993年度の日本における同割合は51%、1997年度のそれは52%⁽⁵⁾であり、当時から現金給付の過剰とサービス給付の不足を指摘する声があった。また2004年度予算ベースで年金と介護の両者を合算した高齢者向け給付費は59.2%と6割近くであり⁽⁶⁾、2003年度の実績ベースでの年金、老人保健および老人福祉サービス費の合計の比重は70%を越えている⁽⁷⁾。即ち日本の社会保障制度は余りに高齢者向けに偏しているという特色がある。

しかし現金給付、特に年金については、若い時から平均余命が比較的に正確な情報が得られるので、自身の老後における望ましい経済水準に併せた自助努力が可能である。他方、自分が将来どのような病気にかかりどの程度の費用を要するか、どのような要介護状態に陥るかは予測できない。このようなりスクに充分備えることは重要であ

る。また少子化に対しては将来世代への投資としてもっと重視せねばならない。

こうした背景下の度重なる年金改革、とくに2004年度の確定拠出年金制度への転換により、年金給付費の比重が将来的に低下していき、2030年度にはそれが40%余となることは歓迎すべき見通しであり⁽⁸⁾、それとは逆にサービス給付である高齢者医療と介護費用の比重が増えるのはある程度容認できる。ただ高齢者向け給付全体の比重が果たしてどの程度に留まるかこれらの資料からは不明・不安である。いずれにせよ日本の社会保障制度がやはり稼働世代や児童（次世代）向けの給付、例えば失業給付、知能社会に適した能力開発や児童や女性を支える給付重視への転換が必須である。さらにこれらの社会保障給付が労働市場政策、住宅政策および税制により補完されねばならない。

因みに社会保障給付総額が国内経済活動の規模に比べてどの位になるかを同表で見ると、2010年度から2025年度にかけて19-21%程度であり、

2002年度の16.8%に対してさほど増加する訳ではない。また前述のように一人当たりGDPも増えていく。したがって世代間負担の小平の問題は残るがさほど大きいとは言えない。それよりも世代内公平の視点をより重視する方が大切である(9)。何故なら高齢者間の所得と資産の格差は稼働世代期間の格差の集積であるからより深刻であり、社会保障制度の維持可能性を今後考察する際には世代内格差の問題をより大きな課題として検討すべきである。

● 同世代内公平による社会保障制度の維持

世代内公平原則は年金制度、医療保障および介護の各領域で貫くべき鉄則であり、各給付の受給者を減少させようとの施策と同時に実施すべき時点に達している。例えば多くの高齢者世帯では主な所得は年金であるが、その他の稼働所得や財産所得を加えた層所得が高い世帯も存在する。そうした世帯の高齢者には公的年金給付を控えたり減額する措置は当然であろう。あるいは年金課税を厳格化し徴収した税額を年金会計に繰り入れる仕組みを考えるべきである。現在、介護保険料は課税所得段階制であり健康保険制度の自己負担も3歳未満と70歳以上を除き3割だが、70歳以上では1割ただし一定所得以上の者には2割とされており、高齢者医療の自己負担に所得基準の区分が入っているのは確かである。

公的年金制度は2004年度の改革での確定給付年金制度から確定拠出年金制度への切り替え、それまでの数回の改正を通じる加入期間の延長、支給開始年齢の引き上げおよび一人当たり給付水準の切り下げにより上記のようにある程度の効率化が予測されている。また医療制度については提供体制、診療報酬および医療保険の改革が日程にのぼっている(10)。例えば医療提供体制の面では患者中心の医療を理念に情報の公開、地域医療支援

病院を中心とした各診療所と病院の連携、予防とりハビリの強化、とくにリハビリ病院の増設等が考えられている。次に医療保険については政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、および国民健康保険の都道府県単位化が厚生労働省の方から提案されている。

こうした動きは被用者健保と非被用者健保の将来的統合の可能性を予測させる。大きな課題は高齢者医療制度であり、75歳以上高齢者のための医療保障をどのように構築するか意見が割れている。筆者は次のように考える。すなわち特にリスクの大きい者を集めて保険とする出発点自体に誤りがあり、公費負担割合の高い「保険」を他の健康保険制度からの財源移転で賄う複雑な制度を止める。言い換えると年齢および職域で区分するのではなく都道府県毎にリスクと財源を一元化した健康保険制度とすることである。その場合に保険料、患者の自己負担、および高額療養費支給制度についても原則として稼働世代に準ずるが、所得水準に応じてある程度差を設ける必要が生ずる。

ここでようやく介護保険について論ずる場に辿りついた。介護保険の場合もサービス提供体制と保険そのものの両面が改革されねばならず、以下ではサービス提供体制に関し介護も医療も共通して改善点のあることを意識してほしい。今後における後期高齢者増加の予測から両種サービスの利用者が増大するとの見込みは基本的に認めねばならない。したがってまず予防の重要性が指摘される。健康長寿が望まれ、そのためにはスポーツ健康科学という学問領域が医学部に存在している。これは、運動家の体力と運動能力を維持・改善するために研究されてきた成果を一般の人々に適用しようとの努力の結果である。

● 介護保険の問題点—健康長寿と介護労働者の処遇改善

今回の介護保険改革では従来の要支援者と要介

護1の者に対し予防訓練サービスを提供、予防給付の理念はこうした思想に基づくと推察されるが、それ以前の遅くとも40歳に達した年代からこの種の保健指導と何らかの報奨の仕組みを医療の領域に組み込むことが必須であろう。老人保健制度には確かに予防の思想はあるが、その保健事業は健康相談、健康診断、健康教育にとどまりより積極的な健康改善の要素がない。余談になるが筆者は最近フィットネス・クラブに通い始め、そこでの各種検査結果の科学的提示に驚いている。これは一例に過ぎないが年間を通して各種予防活動により医療給付費の効率化された医療・介護両保険に補助を出すとか、あるいは保険料率を下げるとかの工夫をすべきだろう。

厚生労働省公表の「介護保険制度改革の全体像」(11)の参考資料によると、第1号被保険者数は2004年度の2,500万人から2014年度の3,200万人に、同じ期間に要介護認定者数は410万人から640万人に増える(12)とされている。要介護認定者数をできる限り減らしていくことが第一に必要である。例えば今これを仮に1割減らすことができれば要介護認定者を570万人に留めることになる。これが第一の課題である。厚生労働省公表の資料には介護予防が進んだ場合の保険料水準の低下については記されているが、要介護者の人数の減少や介護費用削減の詳細な提示がない。また今回の改正は要支援者と要介護1といった軽度の高齢者を費用削減の主要な対象としている。

しかし、要介護者あるいはその親族・地域にとって障害の重度化こそ重大な問題であることは明らかである。今回の改正で重度の要介護者に関する改善策がなく、また重度化した段階での医療との連携強化に関する記述のないことが決定的に間違っている。これはケアの質改善とそのための人材確保の方策問題に繋がる。

これらの問題についてはまず制度全体の中に他にも幾つか大きな改善すべき点があり、改正法にも部分的には含まれてはいる。それらは第一にケ

ア・マネージャーの在り方(13)であり、たとえば主任ケアマネージャーの設置による包括的・継続的マネジメントの実施、ケア・マネージャー一人当たりの標準担当件数の削減、有能なケアマネージャーへの高い報酬、居宅支援事業(ケア・マネジメント)独立型事業所への高い評価によるマネジメントとサービスの分離、研修の義務化、体系化、資格更新制の導入等である。

第二に保険者機能の強化の問題がある。それは例えば基本的に保険者である基礎自治体への事業者指定の権限付与・事業所への調査権限強化(14)、事業者やサービス自体に関する情報の公開、被保険者である市民によるサービスの質の評価や経営への参加等を挙げることができよう。これらの点については改正法の中に部分的に含まれている。

第三に筆者が最も重視したい点として、良質な人材確保の問題がある。これは医療も同じだが、介護のように非対称性と利用者の立場が弱いという特性を持つサービスの場合にはその提供者の質が決定的に重要となる。日本社会は人口・労働力減少と財源制約の流れの中にある。こうした時代環境の下で如何にして良質な人材を確保するかは喫緊の課題ではないだろうか。他の産業・企業と競争して質量両面で充分な従事者を確保するためにどのような方策があるのかもっと真剣に考慮すべきことを認識しなければならない。福祉の領域には伝統的に奉仕、社会的貢献あるいは自己研鑽という意識が今でも強く残っている。こうした意識のプラス・マイナス両面を明確に提示すべきときがきている。

一般に人材確保の策としては良い労働条件と人事自体の魅力があげられる。後者については直ぐ上に述べた。そこで良い労働条件であるが以下では賃金・給与をその代表として取り上げる。資料は(財)介護労働安定センター「平成14年版介護事業所における労働の現状」と厚生労働省統計情報部編「労働統計要覧」平成15年度である。前者によると介護職の平成13年の所定内月間賃金

は195千円（15）であり、日給は7.38千円（16）、時間給は1.15千円（17）となっており、前者で調査産業計の同年月間所定給与を見ると5人以上企業で282千円（18）であるから、介護職は、全産業平均給与の69.1%の水準でしかないことが分かる。

但しこれは全体での平均値であり、企業規模・性・法人格・資格別に見ていくと法人格別では社会福祉法人（19）の時間給992円、資格別ではヘルパー2級の月給171千円（20）、介護福祉士の192千円、寮母の188千円辺りが最低水準となっており、ケア・マネージャーでさえ234千円の水準に過ぎない。これでは量的確保すら困難となるのは明白である。介護労働従事者の待遇改善が介護保険の持続可能性を決定的に左右するのではないだろうか。■

《注》

- (1) これらの経済的变化と「はじめに」の以下の記述については、城戸喜子「経済社会の変化と社会保障制度の問題点」、城戸・駒村編著「社会保障制度の再設計—セーフティネットからスプリングボードへ」慶應義塾大学出版会、近刊、第2章を参照。
- (2) 内閣府「21世紀ビジョン」82、84ページ。
- (3) 厚生労働省「社会保障給付と負担の見直し—平成16年5月推計—」<http://www.mhiw.go.jp/houdou/2004/05/h0514-3.html>の1ページ（厚生労働省ホームページ）
- (4) 注4と同じ。
- (5) 国立社会保障・人口問題研究所「平成7年度社会保障給付費」5ページ。
- (6) 注(3)にある表から算出。
- (7) 国立社会保障・人口問題研究所「平成15年度社会保障給付費」6ページ。
- (8) 本文中表2参照。
- (9) 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」28ページの第3表によると、同年における高齢者世帯のジニ係数は当初所得で0.8264、再分配所得で0.4058となっており、総数（全世帯平均）でのそれぞれ0.4983、0.3812よりかなり大きい。同じく42-43ページの第10表年齢階層別ジニ係数を見ると、総数（全年齢平均）では当初所得が0.4194、再分配所得が0.3212であるのに対し、60歳を超えると当初所得が俄に高まり0.5020となりそれ以降徐々に上昇し、75歳以上では0.6436となる。可処分所得の場合にも同じ傾向が観察され、総数の0.3212に対し75歳以上では0.3751となっている。このような現象の背景には高齢者世帯の高齢者が稼働しているかどうか、単身世帯が夫婦世帯か、さらに単身世帯でも男性か女性かの相違がある。これに金融資産および固定資産の保有格差が加わり、高齢者世帯の経済格差は非常に大きい。例えば高齢者全体の持家保有率は約80%であるが、残りの20%の居住水準が極めて低いことは5年毎の総務省「住宅（・土地）統計調査報告」から推察できる。また総務省統計局「単身世帯収支調査報告」平成12年、54ページの第6表によると単身世帯の持家保有率は約41%にしか過ぎない。
- (10) 日本経済新聞2005年8月11日付記事。
- (11) 厚生労働省「介護保険制度改革の全体像 持続可能な介護保険制度の構築」およびその参考資料（厚生労働省ホームページ）。
- (12) 注(11)の資料の38ページ。
- (13) 注(11)の資料の28-29ページ。
- (14) 注(11)の資料の4ページ。なおこれ以降の2点は筆者の見解である。
- (15) （財）介護労働安定センター「平成14年版介護事業所における労働の現状」、57ページ。この数値は男女平均であり、女性の場合には194千円となっている。
- (16) 注(15)の資料の58ページ。図表43。ここでも女性の場合がやや低く7.17千円である。
- (17) 注(15)の資料の58ページ。図表44。同じく女性は1.14千円である。
- (18) 厚生労働省統計情報部編「労働統計要覧」132ページ。ここでは「決まって支給する給与」を用いており、所定内給与よりは低い。したがって続くパーセンテージは高めに出ている。
- (19) 注(15)の資料の61ページ。
- (20) 注(15)の資料の62ページ。以下の職種別賃金も同ページ。